

別表第 1（第 3 条関係）

1 補助の対象となる経費及び補助率は、次の区分による。

補助の対象となる経費		補助率
農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費	農地に係るもの	当該災害復旧事業の事業費の 10 分の 5
	農業用施設に係るもの	当該災害復旧事業の事業費の 10 分の 6.5

2 農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費のうち暫定措置法第 3 条第 3 項及び第 3 条の 2 の規定の適用を受ける部分についての補助率は、前項の規定にかかわらず、次の区分による。

農地に係るもの	当該部分の 10 分の 8（当該部分のうち暫定措置法施行令第 5 条第 2 項に定める額に相当する部分については、10 分の 9）
農業用施設に係るもの	当該部分の 10 分の 9（当該部分のうち暫定措置法施行令第 5 条第 2 項に定める額に相当する部分については、10 分の 10）

3 農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費のうち激甚法第 5 条の規定の適用を受ける部分についての補助率は、次の区分による。

- (1) 激甚法施行令第 16 条第 1 号イに規定する額については、10 分の 7
- (2) 激甚法施行令第 16 条第 1 号ロに規定する額については、10 分の 8
- (3) 激甚法施行令第 16 条第 1 号ハに規定する額については、10 分の 9

別表第2（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3

第1号様式（第4条関係）

補助金交付申請書

第2号様式（第4条 - 第5条関係）

災害復旧事業補助計画書

第3号様式（第4条 - 第5条関係）

収支予算書

第4号様式（第5条関係）

変更承認申請書

第5号様式（第6条関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

第6号様式（第7条関係）

概算払請求書

第7号様式（第7条関係）

概算払請求内訳表

第8号様式（第8条関係）

災害復旧事業実績報告書

第9号様式（第8条関係）

災害復旧事業成績書

第10号様式（第8条関係）

収支精算書

第11号様式（第8条関係）

請負及び竣工検査調書

第12号様式（第8条関係）

取得財産調書

第13号様式（第8条関係）

残材料調書

第14号様式（第8条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

第15号様式（第9条関係）

繰越承認申請書

第16号様式（第9条関係）

繰越計算書内訳表

第17号様式（第9条関係）

箇所別調書及び理由書

第18号様式（第10条関係）

災害復旧事業年度終了実績報告書

第19号様式（第10条関係）

災害復旧事業年度内実績表

第 20 号様式（第 11 条関係）

補助金交付決定前工事着手申請書

第 21 号様式（第 12 条関係）

審査表

第 22 号様式（第 13 条関係）

遂行状況報告書